

議案第34号

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

令和5年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の給与改定を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 給料月額改定（第1条関係）

令和5年4月1日に遡及し、初任給をはじめ若年層に重点を置き、給料月額を平均1.1%引き上げる。

(2) 一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数の改定（第1条関係及び第2条関係）

期末手当及び勤勉手当の支給月数を、定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の職員はともに0.05月分引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員はともに0.025月分引き上げる。

(期末手当の支給月数)

	支給月	支給月数		
		現 行	改 定 後	
			令和6年度以降	令和5年度
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	6月	1.20月	1.225月	1.20月
	12月	1.20月	1.225月	1.25月
	合 計	2.40月	2.45月	2.45月
定年前再任用短時間勤務職員	6月	0.675月	0.6875月	0.675月
	12月	0.675月	0.6875月	0.70月
	合 計	1.35月	1.375月	1.375月

(勤勉手当の支給月数)

	支給月	支給月数		
		現 行	改 定 後	
			令和6年度以降	令和5年度
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	6月	1.00月	1.025月	1.00月
	12月	1.00月	1.025月	1.05月
	合 計	2.00月	2.05月	2.05月

定年前再任用短 時間勤務職員	6月	0.475月	0.4875月	0.475月
	12月	0.475月	0.4875月	0.50月
	合計	0.95月	0.975月	0.975月

(3) 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第3条関係及び第4条関係）

斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、一般職の職員の期末手当の支給月数を引用する規定について、所要の改正を行う。（※会計年度任用職員については、期末手当の支給月数は改定なし。）

## 2. 施行期日等

第1条及び第3条の規定は、公布の日から施行し、第1条の規定は令和5年4月1日に遡り適用します。また、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行します。

### <参考>

#### 年間支給月数

	定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員	
	現 行	改 定 後	現 行	改 定 後
期末手当	2.40月	2.45月	1.35月	1.375月
勤勉手当	2.00月	2.05月	0.95月	0.975月
合計	4.40月	4.50月	2.30月	2.35月